

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤</p> <p>一の三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤</p> <p>一の四 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八%以下を含有するものを除く。</p> <p>一の五 一の九（略）</p> <p>二 一六（略）</p> <p>一六の二 二・ニージメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤</p> <p>一六の三（略）</p> <p>一七 一七 一七 一七（略）</p> <p>一八 一八 一八 一八（略）</p> <p>一八の二 一八の二（別名メトミル）及びこれを含有する製剤</p> <p>ただし、S—メチル—N—（メチルカルバモイル）—オキシ— —チオアセトイミデート四五%以下を含有するものを除く。</p> <p>一八の九 一八の九（略）</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 一の二（略）</p> <p>一の六 一の六（略）</p> <p>二 二 二 二（略）</p> <p>一六の二 一六の二（略）</p> <p>一七 一七 一七 一七（略）</p> <p>一八 一八 一八 一八（略）</p> <p>一八の九 一八の九（略）</p>

二十七〜三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜二 (略)

二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤

二の三 (略)

四 (略)

四の二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤

四の三〜四の五 (略)

五〜九の二 (略)

十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト5%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五%)以下を含有するものを除く。

十の二〜三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)〜(79) (略)

(80) シクロポリ(三〜四)「ジフェノキシ、フェノキシ(四―シア

ノフェノキシ)及び「ビス(四―シアノフェノキシ)」ホスファ

ゼン」の混合物並びにこれを含有する製剤

二十七〜三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜二 (略)

二の二 (略)

四 (略)

四の二〜四の四 (略)

五〜九の二 (略)

十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト3%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五%)以下を含有するものを除く。

十の二〜三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)〜(79) (略)

(81) | (略)

(82) | 三・四―ジクロロ―ニ―シアノ―ニ―チアゾール―五―カ

ルボキサニリド (別名イソチアニル) 及びこれを含有する製剤

(83) | (146) | (略)

(147) | 四―メチル―ニ―シアノピフェニル及びこれを含有する製剤

(148) | (150) | (略)

(151) | 二―〔二― (四―メチルフエニルスルホニルオキシイミノ) チ

オフエン―三 (ニH) ―イリデン〕―ニ― (ニ―メチルフエニル
) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(152) | (156) | (略)

三十三―七十一の五 (略)

七十一の六 二・四・六・八―テトラメチル―一・三・五・七―テ

ラオキソカン (別名メタアルデヒド) 及びこれを含有する製剤。た
だし、二・四・六・八―テトラメチル―一・三・五・七―テトラオ

キソカン―〇%以下を含有するものを除く。

七十二―百の八 (略)

百の九 S―メチル―N―〔メチルカルバモイル) ―オキシ〕―チ

オアセトイミデート (別名メトミル) 四五%以下を含有する製剤

百の十 (略)

百の十一 ― (四―メトキシフェニル) ピペラジン及びこれを含有
する製剤

(80) | (略)

(81) | (144) | (略)

(145) | (147) | (略)

(148) | (152) | (略)

三十三―七十一の五 (略)

七十二―百の八 (略)

百の九 S―メチル―N―〔メチルカルバモイル) ―オキシ〕―チ

オアセトイミデート (別名メトミル) 及びこれを含有する製剤

百の十 (略)

百の十二 ー (四ーメトキシフェニル) ピペラジンー塩酸塩及びこ
れを含有する製剤

百の十三 ー (四ーメトキシフェニル) ピペラジンー塩酸塩及びこ
れを含有する製剤

百の十四ー百の十六 (略)

百ー百十五 (略)

2
(略)

百の十一ー百の十三 (略)

百ー百十五 (略)

2
(略)